

草津、この風土に熱き想い。

横江まさのり

<http://yokoe-masanori.net/>



まさのり通信 第19号

2026（令和8）年1月

横江まさのり後援会

〒525-0061

草津市北山田町922-15

TEL/FAX 565-1135

masanori.y@wind.ocn.ne.jp

あけましておめでとうございます

2026(令和8)年の新春、みなさまにおかれましてはお健やかに新たな年をお迎えのことと存じます。いつも私「横江まさのり」をご支援していただき厚く御礼申し上げます。

2015(平成27)年秋、みなさまの温かいご支援のお陰で市議会議員に初当選させていただいて以来、10年の歳月が流れました。この間、みなさまのご要望、ご意見には誠心誠意耳を傾け、全力で市政に携わってまいりました。

いつも心をみなさまと共にして進んでまいります。
これからも変わらぬご支援を賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

令和8年1月

横江政則

◆定例市議会

10月議会（10月17日～11月14日）では総務常任委員会として、事務調査報告「町内会の存続および活性化」について委員長として質問しました。詳しくは裏面をご覧ください。

11月議会（11月28日～12月19日）では北山田漁港のリノベーション（再生）、および、農用地の運用等について質問しました。詳しくは別紙をご覧ください。

◆草津市水産振興協会の研修（11月17日）

福井県小浜市阿納地区で日帰り研修を行いました。当地区は水産業が盛んで、食を通じて「生きる力」を学ぶ、をテーマに魚に関する体験学習を進めています。

北山田漁港の今後のリノベーション（再生）に役立てたいと思っています。みなさまのご意見をお聞かせください。



◆北山田五条・山田地区計画が進んでいます

造成区画工事が終わり、電気、水道、ガスのライフラインが整い、家屋の建設が進んでいます。新しい山田まちづくりセンターの工事も始まりました。



（北から南方向を見る、左端が浜街道）



（戸建て工事の槌音が聞こえます 2025年11月撮影）

◆令和7年10月定例会

総務常任委員会所管事務調査報告から◆

令和7年10月まで私が所属していた総務常任委員会では、令和5年12月より町内会存続および活性化をテーマに調査してまいりました。地域のまちづくりに携わる者として最も重要視しているのは、コミュニティ活動の充実です。しかし近年、市民の生活が多様化するにつれ働き方や生活様式が変化し、年を追うごとに地域コミュニティの希薄化が進んでいたところに、コロナ禍が拍車をかけ地域コミュニティが崩壊する恐れが現実味を帯びている状況です。

こうした課題を背景に、町内会の存続および活性化に向けた対策を練る必要があると考えることから、これまで取り組んできた調査をもとに委員会代表質問を5項目にわたって行いました。

Q. 平成26年に制定された協働のまちづくり条例について

協働のまちづくり条例の制定から約10年が経過し、各学区において地域の方々が日々まちづくりに取り組んでこられたことで、地域らしさが表れていると感じている。

行政は条例制定当初、理想とするまちづくりのビジョンを描いていたと思うが、現状のまちづくりをどのように捉え、地域らしさが表れている現状に対し現行の条例で対応できるのかを問う。

A. 河合まちづくり協働部長

まちづくりの現状に対する市の見解につきましては、草津市協働のまちづくり条例で、協働によるまちづくりについて、自助・共助・公助の考え方のもと、市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティをはじめとした7つの主体との連携により進めることとしております。

現在、各学区のまちづくり協議会では、地域まちづくりセンターを拠点にカフェ等の居場所づくり、特産品の販売やそれを活かした商品開発の試み、農業体験を通じた世代間交流、子育て世代の参画を促す事業など、多様な世代が互いに力を合わせ、地域住民の誇りや地元への愛着の醸成、そして未来へつながるまちづくりに向けて、条例の考え方に沿った取組として展開されているものと認識しております。

また、条例では協働によるまちづくりの根本的な事項を定めつつ、一方で、「草津市協働のまちづくり計画」を社会情勢や時代のニーズを踏

まえて見直すことにより、現行条例で対応できるものと考えておりますが、本市では、最上位の計画である草津市総合計画の中で、こども・高齢者・障害者など、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」のまちづくりを進めることとしておりますことから、この考え方も踏まえ、今後におきましても、昨年度策定いたしました「第3次草津市協働のまちづくり推進計画」に基づき、対話を通して新たな人とのつながりや様々な分野での協働の芽を多方面に「ひろげる」ことで持続可能なまちづくりの実現を目指してまいります。

Q. 協働のまちづくり条例における行政の技術的援助について

条例では、市は基礎的コミュニティの活性化のため技術的援助その他必要な支援を行うよう努めるものとされているが、令和6年度に実施された町内会・自治会アンケートでは、町内会運営に伴う事務作業や回覧物の配布などが役員に大きな負担を与えている実態が明らかとなり、さらに価値観の多様化による町内会員の減少や役員の担い手不足という問題も顕著となっている。これらの状況は、町内会運営の合理化、特に事務作業の簡素化などの負担軽減が必要と考える。

そこで、条例制定以降、行政は基礎的コミュニティに対して、どのように関わり、どのような支援をしてきたのか、また、現状のまちづくりにおいてその支援が十分であると認識しているのかを問う。

A. 河合まちづくり協働部長

条例における行政の支援につきましては、少子高齢化や社会構造の変化などを背景として、町内会に対する理解の浸透や継続的な組織運営が課題であると認識しております。このことから、町内会長の多くが1年交代であることを踏まえ、町内会長宅への戸別訪問の実施や、「住民アンケートのひな形」を示すなどし、現状の分析と対応に向けた支援を行ってまいりました。

また、昨年度、改めて町内会・自治会アンケートを実施し、町内会の課題などの把握に努めたところでございます。

その結果からも、町内会役員の負担軽減と必要な活動のバランスを保ちつつ、持続可能な活動範囲を模索されている実態が浮き彫りになっており、多様な主体が協働し、相互の信頼および理解のもと、互いの特性および能力を持ち寄って連携・協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待されることから、対話を通じた新たなつながりから各活動の充実が図られるよう、取組事例の共有をはじめとした支援を継続

していくことが重要であると認識しております。

Q. 町内会・自治会アンケート結果をふまえた対策について

私たち総務常任委員会の調査において、各委員の地元地域の状況や、令和3年度および6年度に実施された町内会・自治会アンケートをもとに整理したところ、町内会への加入率低下の主な原因は、役員の負担が大きいのと、町内会へ加入するメリットや必要性を感じないといった意見が多く寄せられていると感じる。一方、町内会・自治会の意義については、防犯、防災の観点から隣近所とのつながりが重要という声もあり、その必要性を認識されている人も少なくないと考えている。

総務常任委員会では、担い手不足と役員の高齢化、いざというときのつながりがないといった課題を整理し、それらに対して有償ボランティアの活用や、子どもを巻き込んだ若い世代の取り組みを実施するといった改善策を掲げている。

そこで、行政として、町内会・自治会アンケートの結果をどのように受け止め、対策をどのように進めているのかを問う。

A. 河合まちづくり協働部長

町内会・自治会アンケート結果を踏まえた対策につきまして、アンケート結果では、町内会活動への若い世代の参画や、住民ニーズの把握の必要性、また、防犯・防災活動の大切さを挙げる方が多く、それぞれの町内会のニーズに合った活動見直しや、用務のアウトソーシングなどにより、各種事業などの最適化を図り、役員の負担軽減を行うとともに、誰もが役員を担える環境を整えることが、人材確保および活性化につながるものと改めて認識したところでございます。

このことから、今年度の町内会長全体説明会でアンケート結果や好事例の情報提供を行い、町内会の特性に応じた運営方法に対する相談支援をはじめとした地域コミュニティとその活動が持続されるよう支援を継続的に取り組んでいくことが重要であり、今年度、各まちづくり協議会の会長および各学区の町内会長の代表者による会議において、働く人が自ら出資し、意見を出し合って運営する「協同労働」について講演を聴講いただくなど、町内会活動の見直しにおける一つの手法として情報提供をしております。

また、協働のまちづくり推進計画におきましても、地域コミュニティの活性化に繋がってきている好事例を紹介するなど、引き続き、継続的な支援に取り組んでまいります。

Q. 自治会専用デジタルツールの導入について

総務常任委員会では、町内会の存続および活性化に関する調査において、町内会役員の負担軽減、スマート技術の活用、町民同士のつながりの醸成という3つの視点を重点項目として掲げている。こうした中で、本市同様に町内会等への加入率の低下や役員の人材不足といった課題への対応から自治会専用デジタルツール「いちのいち」を導入することで課題解決を図っている東京都町田市を現地調査したところである。

この自治会専用のデジタルツールは、2025年3月末時点で、310団体のうち157団体が活用しており、その導入により情報共有の効率化が図られ役員の負担軽減の効果が確認されている。また、若年層にも地域の情報が届きやすくなり、実際に若い世代が町内会活動に関心を寄せ役員を担うという事例があるとのことである。

本市においても町田市のように自治会専用デジタルツールを導入することで情報共有や役員の負担軽減が期待できるとともに、安否確認やコミュニティ形成、見守りなど多様な機能が備わっており、防犯、防災への活用や、会員同士のつながり促進、子どもや高齢者の見守り機能としての活用が可能であり、町内会への加入することのメリットが具体的に示され、町内会への加入促進につながると思うが、市の見解を問う。

A. 河合まちづくり協働部長

自治会専用デジタルツールの導入につきましては、現在、広報くさつなど紙の情報を町内会において各戸へ直接配布する負担は大きく、特に、夏場の作業は体調面でも懸念があり、また、紙での回覧は、各家庭に情報が行きわたるのに時間を要する課題もございます。

ご提案の町田市でツールを活用されている町内会の大多数は紙での回覧との併用であり、役員の負担軽減にはつながっておらず、町内会長の多くが1年交代であり、役員交代によりスマート技術活用が鈍化する場合もあると聞き及んでおります。

このことから、県内他市でもツールをモデル的に導入している自治体もありますが、本市ではLINEを活用した事例として、幅広い世代から意見を収集された学区をはじめ、町内会員向けや役員同士の情報共有を行っている町内会もありますことから、ツールの汎用性や各町内会のニーズを踏まえて、導入を検討される地域に対して情報の共有や交付金等による支援を行ってまいりたいと考えております。

Q. 町内会の存続等活性化に向けた最善の対策について

総務常任委員会では2年間にわたり町内会の存続および活性化について調査を進めてきた。地域コミュニティの希薄化は年々進行しており、その結果として地域のつながりが崩壊する危機が現実の課題として迫っている。

多様化する地域課題を解決し、住みよいまちを築くためには、住民一人ひとりがその責任を自覚するとともに、市民と行政が役割を分担しながら、協働してまちづくりを進める必要があります。

また、住みよいまちとは、地域の世代を超え、協力によって成り立つもので、未来へつなげる持続的な努力が欠かせない。

本市では、このような協働の理念を実現するため、ふさわしい協働のまちづくり条例を制定されているが、その理念に基づき、町内会の存続等活性化に向けた最善の対策を進めていただきたく強く願うが、行政としての考えを問う。

A. 河合まちづくり協働部長

協働の理念に基づいた町内会の存続と活性化に向けた最善の対策につきまして、町内会がそれぞれの実情に応じて、役員の役割や負担と必要な活動のバランスを保ちつつ、活動の棚卸しと効率化・合理化を図っていくことが重要であると考えております。

そのためには、町内会単独では対応が難しくなってきた取組において、複数の町内会やまちづくり協議会で取組を行うようにするなどの体制の転換をはじめとして、若い世代や意欲的な人材に関与してもらえるようにする雰囲気づくりや関わりへの工夫、また、従来の地縁型の活動とテーマ型の市民活動との連携、地域課題の解決に向けた有償ボランティアによる手法の展開など、全国の先進事例を参考にしながら、引き続き、協働による地域づくりの取組を鋭意進めてまいりたいと考えております。

◆令和7年11月定例会一般質問から◆

草津市は住みよさランキング上位を占めている、と言われます。それは市のまちづくりの成果と草津市のもつ地の利の良さによるものが大きいと思います。しかし、その住みよさの実感は市街化区域内だけではないでしょうか。

北山田漁港内の網干場が解体されきれいに整備されました。今後のリノベーション（再生）に向けて一歩前進しました。この琵琶湖岸の豊かな自然を今後どのように活用しながらこの地域の振興を図っていくのか、令和7年6月定例会に引き続き質問しました。

市街化調整区域における農地の運用は厳しい規制を受けています。しかし近年、農業の後継者不足から農地が遊休地化して荒れ放題のところが多く見られます。荒れた遊休農地を有効活用する手立てを考える必要があるのではないのでしょうか。市はこの現状をどのように把握し、どのような施策が必要か、市の遊休農地対策について質問しました。

北山田漁港のリノベーション（再生）について

Q① この湖岸域を今回の北山田漁港のリノベーションをはじめとする地域振興や観光振興などに積極的に活用することにより、草津市のまちづくりにとって大きな可能性を生むと思うが、市の見解を問う。

A. 太田環境経済部長

A① 琵琶湖の湖岸域につきましては、漁港をはじめ、本市にとって貴重な地域資源であり、第6次草津市総合計画の基本構想において、湖岸レクリエーション軸として位置づけられており、また湖岸緑地は県が定めている「ザ・シガパーク」に位置づけられておりますことから、市外、県外からも多くの方々が本市に訪れ、様々な交流の機会を創出し、地域振興や観光振興につながる大きな可能性を有している地域と考えております。

Q② 先般、草津市水産振興協会として、福井県小浜市阿納地区の取り組みを研修した。この地区は従来の若狭湾での養殖業と民宿との兼業が不振となったため、新たに「食」を核にした「食のまちづくり」に取り組み、民宿があることで、新たな集客を目的に、釣り体験や魚さばき体験など食に関わる体験ができる施設として「ブルーパーク阿納」を開設しており、最初に近くの中学生の体験学習から始め、現在では県外からも来られ47校にまで利用校が増えてきている。

この施設を見学した際、北山田漁港のリノベーションすることで、こうした可能性を感じたところである。阿納地区の方は、今日に至るまでは10年の年月がかかったそうである。

そこで、北山田漁港のリノベーションの可能性について問う。

A② 小浜市阿納地区における漁港の活用につきましては、地域の特性を活かし漁業協同組合、民宿事業者、地域の各団体が連携・協力のもと、10年の歳月を掛けて漁港が有する施設や公共空地、水域および同地区の民泊などを活かし、民間団体が主体的にリノベーションに取り組みされており、今後、本市における漁港のリノベーションを検討するにあたり非常に参考になると考えております。

Q③ こうした取り組みは行政や民間事業者との連携に合わせて、地域も主体的に関わることも大変重要だと思う。今後、北山田漁港のリノベーションにおいて具体的にどのような取り組みが必要であるか問う。

A③ 北山田漁港における今後の取組につきましては、6月定例会において答弁いたしました通り、まずは現在漁港を利用されている地元の漁業組合を含む関係団体などと課題や方向性について十分に協議を通じて、民間企業をはじめ、地元地域など漁業者以外の様々な主体が漁港を利用することへの合意を形成していくことが必要であると考えており、現在、日程について調整中でございますが、年度内にまずは漁業組合のみなさまとの協議の場を設けてまいりたいと考えております。

Q④ 北山田漁港については、北山田だけのものではなく、山田学区の地域再生を具現化する推進計画に位置づけられている貴重な資源である。
今回の北山田漁港のリノベーションがどのように地域再生に資するものとなるのかを問う。

A④ 北山田漁港のリノベーションがどのように地域再生に資するかにつきましては、様々な可能性と選択肢が考えられるなか、課題や方向性について漁業者の意見を踏まえながら、いかなる主体がどのように漁港を利活用していくことが相乗効果を発揮し、地域再生につながるかを念頭におき、検討してまいりたいと考えております。

Q⑤ 北山田漁港のリノベーションにおいて、地域の声などもしっかり聞きながら、積極的に進めていただきたい。そのために、検討委員会が必要であると思うし、今後どのように地域の声を聞くのかなども重要ではないかと考える。
今後の計画として、いつごろを目途にどのように推進しているのかを問う。

A⑤ 今後の漁港のリノベーション計画につきましては、繰り返しになりますが、まずは年度内に漁業者の会議を開催し、他の主体が漁港を利用することに伴う課題を共有し、方向性が整いましたら、その内容に応じて地域の声を反映していく検討委員会の設置等について検討してまいりたいと考えております。

Q⑥ 現在、草津市水産振興協会の方たちで検討されているが、今後具現化していく中では、例えば、北山田町内の方や、山田まちづくりセンター、県水産課等の関係者など、多くのメンバーが参画いただくことが必要ではないかと思うが、市の見解を問う。

A⑥ 検討委員会のメンバーにつきましては、議員御提案のとおり、町内の方やまちづくり協議会の方、県水産課など関係者に参画していただくことが望ましいと考えております。

Q⑦ 令和4年9月定例会の一般質問で、矢橋帰帆島も含め、道の駅のリノベーション、北山田漁港、志那漁港など湖岸域全体の構想についての質問に対し、「地域再生計画でよく言われる『結ぶ』という取り組みが、常盤学区だけでなく、常盤、笠縫、山田、老上西と結ぶというのも大切で、パークPFI（ピーエフアイ）等も含めた中で総合的に考えたい」との答えをいただいている。

この点について、今一度お聞きするが、今回の北山田漁港のリノベーションにおいて、「結ぶ」についての考えを伺う。

(注) パークPFIとは、都市計画法に基づき、公募によって選ばれた民間事業者が公園内に飲食店や売店、保育所などを設置し、その収益で園路や広場などの公園施設も一体的に整備・改修する制度です。この制度は、公園の魅力向上と民間活力の導入を目的として平成29(2017)年に創設されました。

滋賀県内の事例として、令和7(2025)年3月に再整備された大津湖岸なぎさ公園の「ラゴ大津(株式会社たねやの湖岸店舗施設)」が挙げられます。

A⑦ 今回の北山田漁港のリノベーションにおける「結ぶ」の考え方についてですが、北山田漁港を拠点として、湖辺周辺地域の一体に相乗効果を発揮していくことがリノベーションの構想を検討するうえでは非常に望ましく、今後の話し合いの機会を設けて「結ぶ」ことを念頭に置きながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

農用地の運用等について

Q① 草津市における土地の運用で、市街化調整区域においては、農業振興地域として、白地、青地の区域に分れている。青地の区域は農地利用以外は一切利用できないとされるが、近ごろにおいて、後継者不足で、一部の農地においては遊休農地となり、荒れ放題が現状でないかと感じるところである。

現在、国、県、市においては、こうした現状を改善するために具体的にどのような対策を講じられているかと問う。

A. 太田環境経済部長

A① 遊休農地の対策としまして、農業振興地域のうち農用地では、農業経営

基盤強化促進法に基づいた地域計画の策定があり、本市におきましては令和7年3月に5つの地域に分けて地域計画を策定したところでございます。この取組は地域の担い手や生産組合長、農業委員会委員、県の農業改良普及指導員などが一同に集い、地域における将来的な農業のあり方を想定しながら、課題や離農情報の共有を含め、解決策などについて話し合いの場を設け、担い手へ農地の集積、集約を図ることで、遊休農地の発生を未然に防ぐよう取り組んでいるところでございます。

Q② 大規模農業の経営者の方と話をすると、土地を守って、農業を守らない人が多いと嘆かれ、国を含め、県、市の取り組みが悪いと言われる。現実には、後継者不足が解消できていないのではないかと思う。

対応策として、農地を転用するのではなく、遊休農地を有効活用できる緩和策も必要ではないかと思うが、これに対する考えや活用事例を問う。

A② 遊休農地を有効利用できるような方法といたしましては、農業振興地域の農用地につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき一定の要件があるものの、農用地から農業用施設用地へ用途区分の変更を行うことが可能となっており、それ以上の緩和施策は現行法上では行えないものとなっております。本市での活用事例としまして、参入意欲のある企業がグループの農業法人を設立し、農産物栽培高度化施設を建てられた例がございます。今年度も北山田において、企業による農業法人の参入もありますし、その他、複数の企業から問い合わせもあり、新たに農業法人に参入していただくことは、後継者不足の解消や遊休農地の対策につながる処方の一つと考えております。

Q③ 今後において更なる遊休農地対策に期待したいと思うが、どのように考えているか問う。

A③ 更なる遊休農地への対策につきましては、先ほど申しあげました取組のほか、本市におきましては、国の補助制度である「新規就農者育成総合対策」を活用して、令和6年度から農林水産課の窓口には就農支援員を配置し、就農準備から実際の就農までの定着に向けた段階的な支援を図るとともに、国の経営開始資金等を活用した、農業経営の確立に向けた支援を行うなど、直ちに遊休農地の解消を図ることは困難ではありますが、今後も引き続き、様々な取組を展開し解決に向けて努めてまいります。